

一般社団法人斜面インフラマネジメント協会
定 款

令和 6 年 1 2 月 3 日 作 成

一般社団法人斜面インフラマネジメント協会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人斜面インフラマネジメント協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、斜面構造物を重要なインフラと捉え、その健全性を保つための、総合的なマネジメント技術（以下「本技術」という。）の向上と普及を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 本技術の普及及び広報活動
2. 本技術の技術資料、その他印刷物の整備及び発行
3. 関係諸機関に対する連絡と意見の具申
4. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本技術の向上及び普及活動を行う事を目的として、入会承認を得た法人または個人。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助する者で、当法人の目的に賛同して入会承認を得た法人または個人。ただし、社員総会への出席義務がなく、社員総会の議決権を有しないもの。
- (3) 特別会員 当法人の目的に賛同・支援し、入会承認を得た法人または個人。ただし、社員総会への出席義務がなく、社員総会の議決権を有しないもの。

(入 会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める「入会申込書」を提出し、会長の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、会長において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 破産、又は廃業したとき。

第4章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権 限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会務運営の基本的事項
- (2) 年度予算決算の承認
- (3) 定款、会則の変更
- (4) 会費の変更
- (5) 当法人の解散
- (6) その他、会長が特に必要とする事項

(開 催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 当法人に、理事3名以上を置く。

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事は、無報酬とする。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成して定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容

を報告し、第3号乃至第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（剰余金の分配の禁止）

第30条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第31条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解 散）

第32条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 顧問

（顧 問）

第34条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問に関して必要な事項は、運営委員会の決議を得て、会長が別に定める。

第9章 委員会

（委員会）

第35条 当法人の包括的な会務執行を図るため、運営委員会を設置することができる。また、必要に応じ、理事の過半数の決定により、新規に委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第10章 事務局

（事務局）

第36条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局及び事務局職員に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和7年6月30日までとする。

(設立時役員)

第39条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	日下部 治
設立時理事	菅 浩一
設立時理事	柴田 明典
設立時代表理事	日下部 治

(設立時社員の氏名及び住所))

第40条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都練馬区石神井町五丁目3番17-301号
設立時社員 日下部 治

東京都北区赤羽南二丁目3番11-401号 ローレルコート赤羽
設立時社員 菅 浩一

(細 則)

第41条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の決議を得て、会長がこれを定める。

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人斜面インフラマネジメント協会設立のため、設立時社員 日下部 治ほか1名の定款作成代理人である藤間司法書士法人社員 渡辺 亨は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年12月3日

設立時社員 日下部 治

設立時社員 菅 浩一

定款作成代理人

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

藤間司法書士法人

社員 渡辺 亨